## 外国人児童生徒等教育アドバイザー派遣結果報告書

都道府県名	岡山県 市町村名 岡山市 大学名
	令和4年2月2日(水曜日) 13:30~16:00
派遣日	【当日の日程】
	13:20 外国人児童生徒等教育研修会受付
	13:30 外国人児童生徒等教育研修会開会
	13:40 講義
	15:15 質疑応答
	16:00 外国人児童生徒等教育研修会閉会
実施方法	※いずれかに〇をつけてください。 派遣 / 遠隔
派遣場所	
アドバイザ	京都市教育委員会指導部学校指導課
一氏名	副主任指導主事 大菅 佐妃子
相談者	岡山市教育委員会学校教育部指導課人権教育室
相談内容	①行政内での連携体制づくりについて
	〇それぞれの部署が担う役割や連携を進める際の留意点 
	・外国につながる児童生徒への適確な支援として, 行政内の連携の在り方の理想的
	な実例
	・行政内連携において、最低限でも関連すべき部署(ex.教育委員会事務局内の各課,
	多文化共生担当課 etc.)
	②教育委員会事務局の役割について   ○学校における円滑な乗るめより適切な特徴。 末塚は制づく Uに向けた図音点や問
	│ ○学校における円滑な受入やより適切な指導・支援体制づくりに向けた留意点や取組例. 散在地域での指導の工夫
	- ・外国人児童は就学義務がないことを入口に議論することが多いが、まず具体的に
	行政としてどのような取組をすべきか。
	・外国から全く日本語の話す聞くスキルが習得できていない児童生徒を受け入れる
	場合、岡山市では現在各学校にお願いしているが、行政として学校としてどのよ
	うなサポートが可能か。
	③日本語担当教員の指導力向上に向けて
	〇母語指導も含めた留意点や取組例
	・他都市での対応について
	・母語指導の考え方について
	<b>&lt;講義&gt;</b>
	教育委員会における受入れ体制の整備 ―すべての子どもたちの学びを保障する―
派遣者から	1 外国人の子どもに対する教育の機会の保障
の指導助言	2 外国人児童生徒等教育の位置づけ
内容	· H 2 9 年度 小学校学習指導要領 総則
	・学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の施行について(通知)
	・「特別の教育課程による」日本語指導

- 3 「特別の教育課程」の編成および実施
  - ・日本語指導担当教員の定数化
- 4 市町等の受入れ体制づくり

#### 【編入】

・外国人の子どもが編入する場合の対応

### 【通訳者の確保】

【诵訳者がみつからない場合】

- ・翻訳機、翻訳アプリ
- ・「やさしい日本語」、具体物(写真、ビデオ等々)の用意 【就学前】
- ・様式の翻訳、通訳ボランティアの派遣等
- ・小学校スタートガイドの配付

### 【進路】

- 多言語進路ガイダンス
- 5 地域と連携した学校への支援
- 6 散在地域の支援体制構築
  - ・拠点校の設置(市町内を巡回、オンライン授業)
  - ・拠点となる場所の設置(市町内を巡回、オンライン授業)
  - ・各学校に配置(日本語指導担当教員) 参考 オンライン指導の配慮点

#### く質疑応答>

- ・生活言語と学習言語の違いの研究・研修が進んでいない<u>こと</u>のもあり、児童生徒のつまずきに気付きにくいことがある。
- →日本語であっても母語であっても、何かしらきちんとした言語を獲得することが大切である。保護者が一番使いやすい言葉で支援していただくことが必要。
- ・日本語指導において、学びにくさを感じている児童生徒についてどのように支援を 行っていけばよいか。
- →言葉か特性かの判断は難しい。まずは言葉の支援から行い、特別支援につないでい くことも考えられる。

### <今後の取組方針等>

## ○関係機関との連携

# 相談後の方 針の変化、 今後の取組 方針等

今回の研修を通してより各担当課が学校に対してどのような支援ができるかについて考えることができたので、情報交換等を適宜行うことにより、学校を、児童生徒をそれぞれの担当の立場からサポートできるよう、また情報提供できるようにする。

〇日本語指導マニュアルの見直し

様式等を見直して各学校に周知を図っていくことにより、関係課が日本語指導に積極的にかかわっていくことができるようする。

〇日本語指導担当者研修の充実

校内での連携づくり、教材研究等を内容に盛り込むことで、現場の必要感に応じた 研修内容になるように努める。

1枚にまとめる必要はありませんので詳細に記載願います。

なお、本報告書の内容は、文部科学省ホームページで公開いたします。